

可觀小説卷四十三

一、異國船仙臺領へ漂着

元文四年五月仙臺領奥州男鹿郡渡濱の洋中に、異國船漂流の事。五月廿四日千石積の異國船二艘、渡り濱の海中に見當候に付、其所の代官より早飛脚を以て仙臺城下へ注進す。右の船矢挾間あつて武備あり。翌廿五日晝沖中に碇を下し居申躰相見候に付、仙臺より毎日早飛脚を以て江戸へ注進せり。

軍役奉行平次兵衛と云者、武具運送して渡り濱へ到る。

百星より二百星までの鐵炮百挺 石火箭十挺 國崩五挺

小人組二百人 足輕二百人 手廻二手 同心百人 軍法

惣頭二人 外副人

一、仙臺城下大念寺に長崎生れの所化二人あり。此二人唐人爲通事遣る。

一、同材木町に儒者一人あり。此儒者長崎に久しく居候に付、爲通事遣す。

一、渡濱に陣屋を設け、武具馬具諸道具備之。

一、廿六日仙臺の南に渡り荒濱と云沖に、又五千石積ほどの大船二艘見當り候。矢挾間あつて武備あり。

一、荒濱へは仙臺の家老伊達安房・石川志摩・奉行鈴木數馬、爲軍用出張す。

一、江戸より御下知無之内、若し陸へ上り候爲に、荒濱・渡濱・岩の間三箇所の城主各出張して演表の用心あり。仙臺の騒動甚し。

右の趣本吉の商船彼邊より歸り、見聞之様子書付來るを寫。

一、北海邊へも異國船見え來り候はゞ、江戸へ早速可注進、若し陸へ上り候はゞ捕候て、江戸へ可指上旨、六月中旬申來候に付、能州其外津々浦々へ算用場より移文す。

於仙臺問答如左。

問。何之國何人。流漂于此。船官姓名請詳示焉。

答。韓東阿縣之侯也。姓季名正字子方。與韃戰疲敗績。國君有慈惠請扶助焉。

一、孝女賊を捕ふる事

享保七年秋七月、大野木克明家奴六助が故妻名振、孝行著聞爲褒美賜金事。女振父賀州淺野中島町小松屋由兵衛と

云者なり。享保六年五月盜賊増内と云者、官より其町内へ預けらる。由兵衛勤番の日、増内逃去て行方不知也。盜賊奉行栗田源太兵衛、足輕をして由兵衛を捕へて禁牢せしむ。女振大に憂苦す。町の肝煎等振に教て云。増内をさへ尋出し候へば、父由兵衛禁牢は可爲御赦免也。精を勵し搜索せよと云。振自是以來心力を盡し犀川・淺野川兩橋の下に心を屬し、乞食・非人の集居候所々へ朝夕罷越承合、或は乞食の内一人へ鳥目三錢各與之、我等存知候者坊守に成、其方共の内に紛れ有之様に承及候。年來恰好等申聞、か様の者爲知候様に頼之、且自宅近所の商賣人等へも、右の趣申聞頼置候。然處泉野には左様の非人有之旨承出候故、閏七月十一日朝初て泉野へ罷越候へ共見當不申候。十一日夕罷越候處則見請申候。然共其間程遠く可難捕候故、先づ罷歸候。十九日朝泉野瓜市の方より増内罷越候を見申に付、自の形を見候はゞ逃去可申と存、道際の雪隠へ隠れ罷在候處に、雪隠の前へ罷越小用を調罷在候故、後より腰に取付候て覺候やと申候へば、もぎはなち可申と仕候へ共、しかと取付、大罪人を捕候、折合くれ候様に度々呼はり候處、近邊の者共

折合くれ候故捕之、桶屋へ押込候得共、裏口より後の芦中町へ逃申候。又追懸大聲を上げ呼はり候へば、向より百姓一人參合、其儘捕くれ候故、又最前の桶屋へ召連、此者か様くの者に候。何れもへ預け置申と申聞候へば、成程預り候間可斷方へ罷越、早速引取可申由申故、早々舍人宅へ罷越申達候處、舍人より段々人指遣し縮申付、公事場へ引渡し、振には手柄の程致賞美食事爲給候。廿一日於公事場遂吟味候上、振父小松屋由兵衛儀出牢申渡候。此旨六助并振へ可申聞旨、公事場奉行連署を以て申來る。由兵衛へは舍人より鳥目等あたへ、ふり孝行故と稱美致し、食事爲給相返し候。諸人催感涙候。

一、七年寅四月廿八日、右六助妻ふり來月二日公事場へ可指出旨、大野木氏迄申來候處、六助儀當春於江戸暇遣し候に付、難指出旨及返答候處、伊藤氏より内狀を以て、賊増内捕出し候趣經公聽候處、難有思召にて御褒美被下候事に候旨申來。則朔日於公事場振へ被仰渡候は、父由兵衛預り置候賊を取のがし候所、去年振捕出し、始終婦人の身として種々心を盡し辛勞仕候儀、神妙の至、至孝の者と被思召候。